

平成30年度 八王子市小児障害外来診療事業補助金 交付要綱

(総則)

第1条 この要綱は、八王子市と社会福祉法人日本心身障害児協会（以下「協会」という。）との間において、別に締結している「八王子市小児・障害メディカルセンターにおける小児療育・医療事業継続に関する協定書」及び「八王子市小児・障害メディカルセンターにおける小児療育・医療事業に関する覚書」に基づき、協会が八王子市小児・障害メディカルセンターで実施する小児障害外来診療事業にかかる経費の一部を平成30年度予算の範囲内において補助することについて、必要な事項を定める。

(交付の目的)

第2条 都立八王子小児病院移転後の、本市小児医療体制の確保を図るため、協会が八王子市小児・障害メディカルセンターで実施する小児障害外来診療事業について八王子市がその事業費の一部を補助することにより、小児医療体制の充実や障害児（者）に対するリハビリ・相談支援等の充実を図ることを目的とする。

(交付対象経費、交付額等)

第3条 この補助金の交付対象経費、補助金交付額及び交付対象事業期間は、次の表のとおりとする。

交付対象経費	小児障害外来診療事業に係る人件費及び管理運営費
補助金交付額	30,000千円とする。
交付対象事業期間	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(交付申請)

第4条 協会は、前条の事業を実施しようとする場合は、必要な事項を記載した補助金交付申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて、平成30年4月1日までに市長に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第5条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請を受けたときは、補助事業の目的及び内容が適正であり、かつ、効果が期待できるか、金額の算定に誤りがないか等について、当該申請に係る書類等を審査し、必要に応じて実態調査等を行うものとする。

2 前項の規定による審査等の結果、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（第2号様式）により協会に通知するものとする。

(交付の条件)

第6条 市長は、前条の規定による交付の決定に際し、補助金に係る予算の執行の適正を図るため、交付の条件を付するものとする。

(協会の責務)

第7条 協会は、補助金の交付の決定の内容及び通知に付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない、いやしくも補助金を他の用途へ使用してはならない。

2 補助金に係る予算の執行の適正を図るため、協会は、補助事業に係る帳簿その他の資料を常備し、市長が必要があると認めるときは、それらの資料を提示し、又はその内容を報告しなければならない。

3 協会は、前項に規定する資料を、補助事業の完了後、5年間保存しなければならない。

4 協会は、市長若しくはその委任を受けた者又は監査委員の監査に応じなければならない。

(内容変更等の承認)

第8条 協会は、補助事業の変更等をしようとする場合、速やかに補助事業（変更・中止・廃止）申請書（第3号様式）により、市長にその旨を通知し、市長の承認を受けなければならない。

(事故報告等)

第9条 協会は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由等を市長に報告し、指示を受けなければならない。

(事業着手及び補助金の請求)

第10条 協会は、第3条に規定する補助対象経費に係る事業について、平成30年4月1日に事業着手するものとする。また、第5条の交付決定を受けた後に、市長に対し補助金を請求するものとする。

(補助金の支出)

第11条 補助金の請求があったときは、市長は速やかに協会に対し、補助金を支出するものとする。

(実績報告)

第12条 協会は、補助事業が完了したときは、1月以内に必要な事項を記載した補助事業実績報告書(第4号様式)に必要な書類を添え、市長に提出しなければならない。第8条の規定により廃止の承認をした場合も、また同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、報告期限を1月間に限って延長することができる。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、実績報告書等の審査及び必要に応じて現地調査等によりその報告に係る補助事業等の成果が補助金の交付決定の内容及び通知に付した条件に適合するものであると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書(第5号様式)により、協会にその旨を通知するものとする。

(是正のための措置)

第14条 市長は、前条の規定による審査又は調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及び通知に付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

2 第12条の規定は、前項の命令により協会が必要な措置をした場合について準用する。この場合において、同条中「1月以内に」とあるのは「直ちに」と読み替えるものとする。

(交付決定の取消)

第15条 市長は、協会が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容及び通知に付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。

(4) 前3号のほか、この規則及び他の法令に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第5条第2項の規定は、第1項の規定により取消しをした場合に準用する。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合又は第13条の規定により補助金の額を確定した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分又は確定額を超える補助金に關し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。